

## 新潟地方裁判所委員会（第41回）議事概要

- 1 日時 令和3年7月7日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場所 新潟地方裁判所大会議室
- 3 出席委員  
板垣剛，木村浩樹，小泉敏彦，小林宏司（委員長），今野洋史，佐藤英彦，篠原礼，丸山央，渡部智明，渡辺豊（欠席委員：唐橋浩輔，佐藤大輔，渡辺正義）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要
  - (1) 新委員の紹介
  - (2) 意見交換  
民事訴訟手続のIT化について
- 5 意見交換等の概要  
【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員と表示】
  - (1) 概要説明等  
意見交換に先立ち，事務局（民事首席書記官）において民事訴訟手続のIT化についての概要説明を行った後，裁判所委員及び裁判所職員において実際にウェブ会議を用いた争点整理及び和解手続を模擬で行った。
  - (2) 意見交換
    - 先ほどの模擬の中では，マイクロソフト社のT e a m sのファイル共有機能を用いて一方当事者が提出した電子書面を共有し，裁判官と当事者同士でそれを示しながら争点整理が行われていたが，裁定和解の手続においては，電子書面ではなくファクシミリ送信された申立書面を確認する手続が行われていた。その事情について伺いたい。
    - 現行法では，T e a m sにアップされた書面データは訴訟記録として取り扱うことができないため，実際に手続を進めるためには，現に紙として提出していただく必要がある。そのため，まずファクシミリで書面を送っていただき，それを確認した上で裁定和解の手続に移るという取扱いを行っている。また，現状ではデータをPDFで送っていただき，それを裁判所でプリントアウトした上で記録化するという取扱いもできないため，代理人から紙そのものを送っていただく必要がある。ファクシミリで送っていただいた書面については，民事訴訟規則上，提出があったものとして手続を進められるということになっている。
    - ◎ 現行の民事訴訟法は，申立てや正式な法的効果を持つものは物理的な紙で提出しなければいけないということになっている。今回のIT化で，記録を電子化することになり，申立てもオンラインでできるようになると，ファクシミリを使用する必要がなくなるということになる。
    - 今の新潟地裁では，先ほどの模擬で御説明されたような形で和解が実施されてい

るのか伺いたい。

- 書面による準備手続で合意ができているものに関しては、先ほど模擬で行ったように、申立書を提出いただき裁定和解の形を取るものも多くある。また、現時点ではそのような手続を踏まないと、その場での和解成立ということができないので、和解成立が見込まれる場合には、弁論準備手続期日とした上で、事務所が近い一方の代理人に裁判所に来ていただいて、その場で和解を成立させるという運用も行っている。そのように、事案に即して全体の負担が軽くなるような運用をさせていただいている。
- 弁護士として実際にウェブ会議を使用してみて、便利になったというのが率直な印象である。私の事務所は裁判所から近いが、それでも出頭せずに事務所で手続ができるというメリットは非常に大きく、大変助かっている。私はまだファイル共有というものはやったことがなく、画面付きの電話会議のような形でウェブ会議を利用しているが、それでも裁判官の顔が見える安心感というのは非常に大きいと感じている。どうしても複雑な事案や建築関係等の図面がある事案となると、双方が裁判所に来て手続を行っているが、ファイル共有にも対応できるようスキルアップしていかなければいけないと感じた。
- ◎ IT化は、第一段階であるフェーズ1としてウェブ会議の運用が始まったばかりだが、ウェブ会議のメリットとして非常に大きいのが、顔が見える形で行えるという点である。また、移動によるタイムロスもなくなるし、電話会議ではできなかったファイル共有を行えるというメリットもある。ファイル共有についてはノウハウを蓄積する必要があるが、今はいろいろと工夫しつつある段階で、今後弁護士の方々と一緒に試行錯誤していくことになると思う。民事のウェブ会議はマイクロソフト社のT e a m s というソフトを使っているが、事件毎にチームを作り、その中でファイルを共有して、やりとりできる環境を一緒に作って解決していくというものであり、それによって紛争解決への機動性は大きく高まっていくだろうという印象を持っている。
- ITやDXというのは間違いなく便利なものであり、進めていかなければいけないものと考えるが、今回のコロナ禍において、日本は世界的に見て全く遅れているということがはっきりした。ウェブ会議については民間では相当進んでおり、これまでは顔を合わせて物を売るとというのが基本的なビジネスであったが、今はリモートで行うのが主流となりつつある。コロナの影響で東京では7割が在宅勤務となっていたが、それでもビジネスができることが分かり、現在も引き続きウェブ会議でのビジネスが行われている。ウェブを使ったメリットとしては、移動時間の短縮があり、その時間を有効に使えるし、移動では必ずCO2が出るので環境にもいい。海外ともリモートで多元的に会話ができるという点もある。これまでは顔を合わせて行っていたため、一対一でしかできなかったが、今はいろいろなところとウェブで結んで会話ができる。また、海外出張の経費が安く済むと

いうメリットもある。さらに進むと、駐在員が不要になり、現地の社員だけで済むのではないかという話にもなってくる。現在、世の中は、物事、ビジネスの仕方、生活様式が全て変わってきているが、そこにツールであるIT、DXをどうフィットさせていくのか。そのために、まずは目的をはっきりさせて、それに合わせてITを使っていくのがよいと考える。裁判所ではなかなか難しいと思うが、ITの究極の目的はビッグデータを取っていくことだと思う。そのためには、ペーパーレスにしてデータをどんどんインプットしていく必要がある。これまでのような紙媒体やハンコ社会から離れて、電子ファイルで挑戦をしていく。そこまで踏み込んでいかないと、コロナ禍で露呈したITの遅れというのは取り返せないし、世界から外れていくと思う。慣れ親しんだ紙媒体からの脱却は難しいと思うが、徐々にそういう方向を目指していく必要がある。

もう一つはリスクの点だが、裁判所は個人情報を扱うので、個人情報の漏洩のリスクや管理は難しい問題である。また、ウェブ会議では、弁護士等の代理人はITの環境ができていますが、まだまだ個人ではIT環境を持っていない方も多いため、そういった方をどう巻き込んでいくかというところは難しい問題だろうと感じている。

- 今お話いただいた、代理人だけでなく個人の方をどう巻き込むかは、大変大事なところだが、どのように進めていくのか難しいところでもあり、裁判所でもいろいろ検討している段階である。まず、個人の方にウェブ会議を使っていただくこと、それから、非公開の手続の場合に、本人だけに関与していただくこと、また、その方が本当に本人であるかをどのように確認するのか等、いろいろ難しいところがある。
- ◎ ビッグデータの点については、裁判のアウトプットとしての判決や決定書等をビッグデータ的に分析することは意味合いがあるので、もっと情報を共有していくべきだという指摘があることは認識している。しかし、プライバシーとの兼ね合いもあり、今後どのようにしていくかというのは大きな話としてある。現在は、20年前や30年前と比べると、ホームページでの発信等で情報の共有が行われるようになってはいるが、それでも十分ではないという指摘もあるかもしれない。今後、様々な点を考慮しながらやっていくことになる。
- 一般の方が行う様々な行政手続のうち県が関わる手続は5000種類くらいあるが、そのうち県のシステムだけで行える部分は基本的にオンラインでの申請にしていこうと、県のITの担当の方で検討しているところである。裁判所も同じだと思うが、県ではまだ決裁を紙ベースでやっている。それも今後は電子決裁でやっていこうと担当が動いているところである。また、在宅勤務については、知事からもどんどん進めてもらいたいという話が出ており、県でも進めているところである。人事担当者からは、週1日は出勤で、残りの週4日は在宅勤務でもよいのではないかという話も出ている。ただ、そうなるとリモートワークができる

職員とそうでない職員が出てくるし、財政面でハード的な環境が整わない部分もあり、在宅勤務が進みにくい状況にある。先ほどウェブ会議が模擬で行われていたが、極端な話では、裁判所でも在宅勤務が進むようになると、裁判官が自宅からウェブ会議を行えるのではないかと、また、弁護士も事務所ではなく自宅から行えるのではないかとといった話になってきて、その辺りをどこまでやれるのかという問題になってくるのではないかと。また、在宅勤務の場合は、仕事のやり方、公平感をどう保っていくのか、在宅勤務ができる職員とできない職員が分かれてくると、その辺りの不平等感をどうやってうまく整理していくのかという点が問題となると思う。

- ◎ 在宅勤務の関係は、現在はセキュリティの問題もあり、裁判所にある端末から弁護士事務所と結んでウェブ会議を行っており、裁判官が自宅から行うということまではいっていない。
- 取材の現場では、昔からの行動原理は、こちらから出向いて行き、人に直接会ってこそというのが基本だった。しかし、それが昨年の2月に県内で新型コロナウイルスの最初の感染者が出て以降、激変した。緊張度合いが一気に高まり、取材相手からの要望もあって、取材に出向くことができずにオンラインで行われるようになった。かねてから取材をオンラインでやらなければだめだとも言われていたが、そう変わるものではないと思っていた。それが一気に変わり、現在は日々オンラインでの取材が行われている。若い社員からは、社内がうるさくてオンラインでの取材ができないのでブースを設けてもらいたいといった要望が出るくらいである。私としては、オンラインでは表情が見えるとはいえ、人と人の間合いというか、タイミングを見るということがなかなか難しいと感じている。また、以前は、現場を訪ねてその人の生活環境を見て、そこでいろいろな会話をすることで取材が進んでいくということがあったが、それができない状況になっている。ただ、オンラインでは、複数の方と時空を飛び越えたように話ができるという点は、大きなメリットだと思う。また、今までは地方の新聞社は相手にしてくれなかったような方でも、オンラインでの取材なら引き受けてくれることもある。

ウェブを使ってみて感じるのは、まだまだ高齢の方にとっては、なかなか難しいだろうという点がある。この点、県内の中小企業の方からの要望もあり、最近では当社でもZOOMを使った会議や運営のコンサルのようなことを始めた。もう一つの懸念としては、教育現場でのデジタルデバインドと呼ばれるような問題があるが、ウェブの操作ができる人とできない人とでそのような差が生じて欲しくないと考えている。私たちも最近ではLINEを使ってアンケートを取るということを結構行っているが、そればかりだとLINEを扱える人だけの声になってしまう。あらゆる人の声を聞きたいと思っているので、なるべくデジタルができる人だけの顔を見ているようなことがないようにしたいというのが、ここ1年くらいの感想である。

- 大学では、ここ一、二年、ずっとオンラインで講義をせざるを得ない状況になっている。できれば対面で講義を行いたいが、逆に生徒を集めすぎると感染のリスクがある。大学はオンラインだけだと味気ないし、人と人との繋がりができてこそというところもある。T e a m s のチャット機能などを使えば、質問や回答ができるという便利なものもあるが、やはり画面越しで話をしていると、いい意味でも悪い意味でも冗談が通じにくいというところがある。先ほど指摘があったデジタルデバイドの問題だが、大学では今年から、基本的に全員にパソコンを持ってもらおうと、様々な事情でパソコンを持ってない学生に対し支援を行っている。そのおかげもあり、実感としては、学生は比較的オンラインでの講義等にも付いてきているという印象である。ただ、学生側のネット環境によっては講義の最中にオフラインになることもあり、うまくネットに繋がらない学生をどうフォローしていくかというのが大きな問題となっている。この点は裁判所の手続でも同じで、相手が弁護士事務所であれば問題ないかもしれないが、当事者本人が参加するようになると、そのような問題も起こり得ると思う。また、メリットとしては、教員が会議で東京等に行くことがなくなり、時間的、空間的に余裕ができてきたというのは大きい。それから、例えば学生が直接図書館で文献を読むというのは大事な経験であるが、そういったリアルな部分をどうフォローしていくのかという問題もある。オンラインはまだ数年続くと思うが、オンラインばかりで辛いという理由からメンタルの不調を訴える学生も出てきており、そういった点をどうフォローしていくかという悩みもある。

冒頭で、ファクシミリを使った手続の点について質問させていただいたが、現行制度も含めて紙媒体ベースのもので、D X や民事訴訟手続のI T 化の妨げになっているものをどうやって洗い出していくかという問題意識を持っていたことから質問させていただいた。また、司法過疎の場所ではI T 化が非常に役に立つのではないかと思っている。特に家裁では出張所で裁判所の手続を開けないとも聞いているが、当事者本人が出向いてくることができない場合や、裁判官が出向いていくといった負担が減るのであれば、積極的に活用していってもらいたい。あるいは新潟県特有の問題として、支部や出張所での手続をどう活性化させていくかという点があると思うが、そういったところに力を割いていくと新潟の特徴が出てくるのではないかと考えている。あと、裁判手続ではT e a m s を使っているということだが、維持運営には裁判所だけではなくアカウントを取得する当事者や弁護士を含め、一定程度のコストが掛かるので、そこをどう支援していくのか。また、事件によっては対面で実際に当事者の主張を聞くということをやらなければいけない場合もあると思うので、そこをどう組み合わせしていくのかというのが、今後の課題なのではないかと思う。

- 刑事手続では、法務省で検討が始まっており、それを受けて検察庁でも議論が始まった段階である。現在、検討を進めている概略としては、捜査・公判書類の

電子データ化，令状請求発付のオンライン化，オンラインを活用した取調べや公判がある。公判については，証拠開示，公判準備としての打合せ，公判前整理手続等といったところをオンラインで行うことが検討されているが，公判手続だけは現実の法廷で行うことになる。それから，証拠書類等の提出の電子データ化，オンラインによる被害者参加，医療観察法の審判，略式手続，三者即決手続のオンライン化等も検討されている。ただ，今お話ししたとおり，いずれも証拠を収集した後の話であり，現実には証拠を集めてくるという段階では，直接捜索差押えをしたり，直接話を聞いたりということが必要になってくるので，そこは最終的には変わらないと思う。オンラインによる取調べというものもあるが，やはり面前でないと難しい場合もある。また，現在，犯罪の広域化に対応して，地検レベルでの対応ではなく犯罪が起こった地域の検察官がチームを組んで，共同捜査を行った方がいいのではないかという議論もあるが，これについてもいろいろと問題があるところである。先ほど民事の和解の手続を見て，こういう形で公判前整理手続もできるのかなと思いついて見させていただいた。

- 刑事手続については，まだ検討が緒に付いたばかりであり，具体的な内容については申し上げることはできないが，個人的に思っていることとしては，先ほど民事訴訟手続のIT化について，フェーズ1，フェーズ2という段階があり，まず現行法でできるところから行い，その後法律を変えてやっていくという話があった。この点，刑事の手続でも，やるとなったら手続自体を変えるという話になると思うが，そのときに，変えられるものと変えられないものをどのように見極めるのかということを考えていかなければいけない。本当に変えられないのか，本当は変えられるが，みんなが変えられないと思っ込んでいるだけなのではないかといった，その辺りの見極めが重要となると考えている。また，先ほど公判手続のところはあまり変えないという趣旨の御紹介があったが，裁判員裁判の場合は，裁判員の方々にとっても法廷で分かり易い証拠調べが行われなければならないということもあり，そのような条件をどうやって満たしていくのかということも考えていかなければいけないと思う。今後考えていかなければいけないことはたくさんあると感じている。
- ◎ 刑事手続でいえば，捜査から公判にかけての一通りの手続を分析して，その中で何がIT化になじむのか，それによってどう合理化ができるのか，その辺りの分析が不可欠になってくると思う。そこは民事でも同様で，人に頼る部分があれば，ITに任せることで飛躍的に合理化できる部分もあると思う。その辺りの知恵がないと，ITを導入したことで，使いこなせずに反って忙しくなることもあり得るのかなという印象を持っている。
- 民事の手続では，証拠調べをどうするのかという点が大きいのではないと思う。以前に事情があつてリモートで証拠調べを行ったことがあるが，なんとなくまだぎくしゃくした感じだった。ただ，これも慣れてくると，それなりにできる

ようになってくると思う。最近では、リモートでも和解の場で裁判官と一対一になると、意外と本音も言えるようになってきており、慣れるというのはとても大きくて、そういったことで使える範囲も少しずつ広がっていくのではないかと感じている。あと、ITが地方の方まで広がってきたときに、将来的にどうなるのかというイメージがなかなか掴めていないところがある。先ほどの過疎化の問題に対しての対応について、当事者訴訟や特に家事調停で一般の方がウェブでやれるような状況になれば、利便性がものすごく高まると思う。しかし、そうなると、今の簡易裁判所や支部といった機能や存在意義はどうなっていくのか、それこそどこかに集約してしまえばやれるような状況が来るのか、また、これがどこまでどのように進んでいくのか、そして、進んでいったときの将来的な裁判所や訴訟のイメージというものがなかなか掴めない。そういった不安な部分もあると感じている。

- 弁護士になって20年くらいになるが、弁護士になりたての頃に、二つ折りのB5判だった書類が、ようやくA4判になるということがあった。それが20年でこうも変わるのかと、大きな変化を感じている。さらに20年後はどうなるかと考えたときに、これ以上のスピードで変わっていく可能性があると考え、未知の世界だとも感じている。現在、担当している事件で、管轄の問題で争っている事案があるが、尋問があるとそこまで出張して行かなければならないため、どこの裁判所で手続を行うかというのは我々弁護士にとっては非常に大きな問題である。しかし、これが将来ウェブでできるようになると、管轄というのはあまり意味がなくなってくる。ただ、そうなると裁判所の支部は本当にいるのか、地方裁判所もそんなにいないのではないかと、裁判所の手続をほとんど東京でやることになるのではないかと、そうすると地方の人はどうなるのか等、何がいいのか悪いのかが分からなくなってきたという気がした。先ほども話があったが、何をウェブでできるのか、あるいはすべきなのかというところを見極めていく必要があると感じた。
- ◎ 争点を整理する手続などでもウェブでできるものはかなりあると思うが、やはり裁判所内部でも、原告、被告、裁判所の三者の認識を一致させるために膝を突き合わせてやる必要があるときは、裁判所に来てもらう必要があるのではないかと、そういったメリハリを付けた議論が必要なんじゃないかという話がある。結局、ITはツールにすぎないので、全体を使い易くするためにどうするかという方向で今議論されているという感じである。裁判所が30年後、50年後どうなるのかということは予想ができないが、少なくとも、今の段階では、例えば支部の事件について争点整理がやり易くなるのか、倒産事件でもオンラインで債権者集会ができるようになれば動き易くなるだろうといった印象を持っている。いずれにしても、今は民事手続のIT化について、いろいろな知恵を出していき、少しでも使い易い方向に持っていければと考えているところである。

- 6 次回期日及び次回のテーマ  
追って決定する。